

## 令和5年度 除雪計画について

## I. 実施計画概要

## 1. 車道除雪

## (1) 除雪延長

|        |           |               |
|--------|-----------|---------------|
| 市道     | 519.35 km | 前年比 + 0.37 km |
| 市道以外   | 20.39 km  | 前年比 - 0.07 km |
| 計      | 539.74 km | 前年比 + 0.30 km |
| うち、直営： | 154.48 km | 前年比 ± 0.00 km |
| 委託：    | 385.26 km | 前年比 + 0.30 km |

## (2) 除雪委託

## 恵庭まちづくり協同組合

|            |           |               |
|------------|-----------|---------------|
| 幹線道路（4社）：  | 84.84 km  | 前年比 ± 0.00 km |
| 生活道路（16社）： | 300.42 km | 前年比 + 0.30 km |

## 2. 歩道除雪

## (1) 歩道延長及び除雪延長

|        |           |               |
|--------|-----------|---------------|
| 歩道延長   | 354.06 km | 前年比 ± 0.00 km |
| 除雪延長   | 194.17 km | 前年比 + 0.22 km |
| うち、直営： | 39.20 km  | 前年比 ± 0.00 km |
| 委託：    | 154.97 km | 前年比 + 0.22 km |

## (2) 除雪委託

## 恵庭まちづくり協同組合

|            |           |        |
|------------|-----------|--------|
| 歩道機械（7社）：  | 154.97 km |        |
| 信号・人力（2社）： | 32箇所      | 前年度と同数 |
| 階段・人力（4社）： | 10箇所      | 前年度と同数 |

## 3. 排雪計画及び雪堆積場

排雪計画：91路線 84.84 km

雪堆積場（一般開放）：3箇所 ①白樺、②牧場、③西島松

（市専用）：3箇所 ④南島松、⑤戸磯第2調整池、⑥恵庭第4墓園

①：12月15日開設予定（12/31、1/1 休み）  
 ②③：1月5日開設予定（③日曜日休み）  
 一般開放の開設時間は8時から17時まで

## 4. スリップ対策

- ・毎日パトロールを実施し、凍結路面に凍結防止剤の散布を行う。
- ・砂箱を市内126箇所に設置
- ・定置式凍結防止剤散布装置を市内10箇所に設置。

## 5. 公共施設除雪

|       |      |        |
|-------|------|--------|
| 直 営 : | 8箇所  | 前年度と同数 |
| 委 託 : | 41箇所 | 前年度と同数 |
| 計 :   | 49箇所 | 前年度と同数 |

## 6. 除雪情報等の発信

- ・除雪パンフレットの配布
- ・生活情報誌「ちゃんと」への折込チラシ
- ・市ホームページでの「除雪車両運行状況」、「雪堆積場の開閉状況」の閲覧
- ・地上デジタル放送での地域広報への掲載
- ・FMラジオによる恵庭市からのお知らせ

## 7. 除雪排雪支援制度（試行）

- ・小型除雪機械（ハンドガイド式ロータリー除雪機）の貸出
- ・排雪用ダンプ支援

## II. 実施要領概要

### 1. 除雪出動基準

- ・降雪量が10cm以上の降雪があった場合
- ・風雪や地吹雪による吹き溜まりが発生した場合。

※但し、道路交通に支障がない場合や気温が高く融雪が進む場合、車の走行で既に圧雪状態であるとき、作業が通勤通学時間に重なる際は、出動を見合わせる場合がある。

### 2. 除雪作業時間

- ・夜間除雪を基本とし、原則として午後9時に作業開始し午前7時までに作業を終了させる。
- ・天候等によりやむを得ず日中に出勤する際は通勤・通学時間帯を避けて作業を実施する。
- ・吹雪などの視界不良時は、事故防止のため天候の回復を待って実施する。

### 3. 除雪方法

- ・道路上の雪を左右にかき分ける「かき分け除雪」により路肩や施設帯に雪を寄せ道路交通を確保する。
- ・道路幅や交通量などの道路特性により幹線道路、準幹線道路、生活道路区分し、道路条件に適した除雪機械により作業を実施する。
- ・路面状況及び狭隘状況に応じて路面整生、拡幅除雪を実施する。
- ・かき分け除雪により玄関、車庫前などに寄せられた雪については、各家庭において処理していただく。

### 4. 路線排雪

#### (1) 路線選定優先度

- |          |                         |
|----------|-------------------------|
| ① 学校通学路  | 市内小中学校周辺                |
| ② 病院・消防署 | 病院周辺、消防署前面道路            |
| ③ バス路線   | エコバス巡行路線                |
| ④ 重要接続幹線 | 跨線橋、踏切等                 |
| ⑤ 集客施設等  | 駅、郵便局、商店街などの集客施設および接続道路 |

#### (2) 排雪実施時期

- ・大雪時備え、雪山が大きくなる前の一定時期に予防排雪を実施する。

## 5. 交差点排雪

### (1) 排雪箇所優先度（幹線道路）

- |            |                       |
|------------|-----------------------|
| ① 3車線レーン   | 幹線右折用レーン交差点           |
| ② 通学路横断歩道  | 幹線・準幹線道路の内、手押し信号設置交差点 |
| ③ 幹線バス路線   | バス路線の内、幹線道路と幹線道路の交差点  |
| ④ 冠水交差点    | 融雪機冠水履歴交差点            |
| ⑤ 教育機関関係路線 | 幼稚園、スクールバス路線近傍交差点     |

### (2) 生活道路交差点排雪

- ・新設除雪により交差点に堆積した雪山について、見通しが悪くなる前に排雪を行う。
- ・暖気により緩んだ路面の雪を一時的に交差点に堆積し、速やかに排雪を行う。

## Ⅲ. 市民へのお願い

1. 深夜作業による騒音・振動への理解
2. 車道や歩道に雪出しをしない（道路法）
3. 路上駐車をしない（自動車の保管場所の確保などに関する法律）
4. 路上障害物の撤去
5. 除雪前にゴミ出しをしない
6. 屋根からの落雪による交通障害や落雪事故を防ぐ
7. マンション・アパート等の敷地内の雪は入居者・管理会社が責任を持って除排雪する
8. 事業所・商店前の雪は車道や歩道に寄せるのではなく事業者が責任を持って除排雪する
9. 道路での雪遊びはしない
10. 雪堆積場にゴミを持ち込まない

## 令和5年度 除雪排雪支援制度（試行）概要について

恵庭市建設部管理課

### 【 経 緯 】

令和3年度豪雪の課題と対策検討のなかで、新たな取組として『小型除雪機械(ハンドガイドローリ)貸出制度』及び『排雪用ダンプ支援制度』について、令和4年度に町内会要望調査した結果、複数の町内会から制度を活用したい回答がありました。その結果を踏まえ令和5年度に当制度要望町内会に対し試行を実施する計画であります。試行期間は1～2カ年を予定し、制度策定に向けてニーズの動向や運用の細部について検証・評価することを想定しています。

### 【小型除雪機械(ハンドガイドローリ)貸出制度】

町内会等の団体が自主的に地域の生活道路、学校通学路や保育園周辺の拡幅のほか、ひとり暮らし高齢者世帯や障がい者世帯等の除雪困難な世帯の間口、団体が管理する公共用施設など『団体が必要と判断した箇所』の除雪を行う際に使用する小型除雪機(ハンドガイドローリ)を無償で貸出する制度です。



### [ 貸出期間 ]

- ・12月15日から3月18日まで（12月29日から1月3日は利用できません）
- ・予約は1日単位とし、連続する日程で原則最大3日間としますのでご理解をお願いします。（予約が集中した場合はこの限りではありません）

### [ 貸出方法 ]

- ・貸出を希望する団体は事前に申請書を提出してもらいます。その後、貸与決定通知書と共に貸与契約書をお送りするので契約書1部に記名捺印のうえ市へ提出してもらいます。
- ・貸出希望日の2週間前から3日前までに電話予約が必要となります。小型除雪機は台数に限りがありますので、他の団体と重なった場合は先着順とします。機械の運搬は市で行いますので貸出機械の受渡し場所、時間を調整し、受渡し3日前までに除雪する範囲がわかる図面を提出して下さい。

### [ 貸出機械・料金・燃料 ]

- ・貸出機械はハンドガイド式ロータリ除雪機（除雪幅700mm～、10～13ps）中型に分類される機械です。また、機種を選択はできません。
- ・貸出機械は『無料』です。燃料は満タン状態で貸与しますので、返却時には満タン状態でお返し下さい。燃料費は団体の負担となります。

### [ 除雪作業について ]

- ・市では機械の損傷・盗難・故障をてん補するため、動産保険に加入します。団体が除排雪で第三者に損害を及ぼした場合は団体の責任においてその賠償を行うこととし、各団体が損害賠償保険等の加入をしてください。
- ・作業される方の事故については、借り受け団体の責任とし、各団体がボランティア保険等の加入をしてください。
- ・除雪作業実施後は稼働時間や実施延長等の実績報告が必要です。また、当制度は試行制度であり、今後の制度策定に向けてアンケート調査、意見徴収等のご協力をお願いします。
- ・試行制度の詳細に関しては貸与決定時にお知らせします。

### 【排雪用ダンプ支援制度】

町内会等の団体が自主的に地域の生活道路や団体が管理する公共用施設の排雪を行う場合に、排雪用ダンプ（運転手付）を無償で支援する制度です。当制度は、小型除雪機械貸出制度とセットでご利用できます。



### [ 貸出期間 ]

- ・12月15日から3月18日まで（12月29日から1月3日は利用できません）使用時間は9:00から16:30までとします。

### [ 貸出方法 ]

- ・支援を希望する団体は事前に支援登録申請書を提出してもらいます。その後、支援登録決定通知書をお送りします。
- ・貸出希望日の2週間前から3日前までに電話予約が必要となります。予約をされた時点で、ダンプを保有する市道除雪受注業者へ照会をかけ、日程が合致する業者のダンプを派遣する方法とします。日程が合致せずキャンセルする場合や予定していた前日または当日に除雪出動があった場合など急遽派遣を中止する場合がありますので、予めご了承のうえ予約をして下さい。
- ・当制度は試行制度であり、1団体の支援回数は1シーズン2回までと制限を設けさせていただきます。

### [ 支援車両・料金 ]

- ・2tダンプまたは4tダンプ（運転手付き・1台）料金は『無料』です。

### [ 除雪作業について ]

- ・作業にあたっては、積込作業をする人の他に、作業全体の統括・安全確認する人の配置をお願いします。また、安全用品を貸出しますのでご活用下さい。（排雪作業安全配置図参照）
- ・ダンプへの積込作業は団体でお願いしますが、安全管理上、小型除雪機もしくは人力積込を前提としておりますのでご理解願います。（例：個人で小型ショベルドーザ等の積込重機を保有し

ており、その重機を用いて積込を行う作業は、警察署への道路使用手続きや交通誘導員、バリケードなどの交通規制が必要となりますので、試行制度期間はお断りさせていただきます。）

• ダンプ車両による第三者への損害賠償保険については、ダンプ派遣請負業者によるものとしませんが、積込等で作業される方の事故については、借り受け団体の責任とし、各団体でボランティア保険等の加入をしてください。

• 除雪作業実施後は稼働時間や実施延長等の実績報告が必要です。また、当制度は試行制度であり、今後の制度策定に向けてアンケート調査、意見徴収等のご協力をお願いします。

• 試行制度の詳細に関しては支援登録決定時にお知らせします。

## 排雪作業安全配置図

